

## フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づく周知事項

当社では、フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づく育児介護等と業務の両立に対する配慮及びハラスメント対策に係る体制整備を以下の通り行っています。育児介護等と業務の両立に対する配慮またはハラスメントに関するご相談を希望されるフリーランスの方は、こちらをご確認願います。

当社は、フリーランスの方が育児介護等と業務の両立に対する配慮を求めたこと、ハラスメントに関してご相談されたこと、事実関係の確認などに協力されたこと、労働局等に対して申出をし、適切な措置を求めたことを理由に、契約の解除等の不利益な取扱いを致しません。

### フリーランス・事業者間取引適正化等法についての詳細はこちらで確認することができます

・厚生労働省－フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)

### ○育児介護等と業務の両立に対する配慮について

当社は、フリーランスの方が妊娠、出産、育児または介護（育児介護等）と業務を両立できるよう、必要な配慮を行います。フリーランスの方は、当社への申出により、育児介護等と業務の両立に対する配慮を受けることができます。

配慮を受ける必要があるフリーランスの方は、担当エージェントへ電子メールにてご相談願います。

### ○ハラスメント対策に係る体制整備について

当社は、ハラスメントの防止に関する社内への周知・啓発を行うとともに、ハラスメントによりフリーランスの方の就業環境を害することのないよう、相談窓口を設置しております。

ハラスメントにお困りのフリーランスの方は、担当エージェントへ電子メールにてご相談願います。

※担当エージェントへのご相談が難しい場合は、下記の URL へご相談ください。

ご相談を受けた場合、当社は、事案を迅速かつ正確に把握し、事実関係の確認ができた場合、必要な措置をとるものと致します。また、ご相談への対応にあたり、当社は、相談者・行為者などのプライバシーを保護するために必要な措置を講じるものと致します。

以上

2024年11月1日

株式会社クリーク・アンド・リバー社

### <担当エージェントへのご相談が難しい場合のご相談先>

<https://www.cri.co.jp/contact/>

上記フォームからご相談される場合は、「フリーランス法関連のご相談」を選択し、以下の事項をご入力ください。

なお、ご返答までお時間をいただく場合があることをご了承願います。

- ・氏名・氏名カナ
- ・法人の場合は法人名
- ・会員登録をされている場合は会員番号（CR-xxxxxx）
- ・ご連絡先（メールアドレス）

※ドメイン「hq.cri.co.jp」が迷惑メールフォルダに振り分けられたり受信拒否されないよう、お使いのスマートフォン・PCの設定をご確認ください。

- ・ご相談内容
- ・（可能であれば）電話番号

### フリーランス・事業者間取引適正化等法についての詳細はこちらで確認することができます

・厚生労働省－フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)

※当社へのご相談が難しい場合は、上記 URL 内から外部の相談窓口を利用することもできます。